

災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社遊の会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、自立型可動式ハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う自立型可動式ハウスを緊急避難場所、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、簡易医療施設及び医療従事者の休憩所として提供することにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙に自立型可動式ハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する事項
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定による自立型可動式ハウスは、移動時のハウス自体のサイズがJIS Z 1614で、道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっており移動時はシャーシ（車台）ごと牽引することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるとときは、自立型可動式ハウス提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が自立型可動式ハウスの提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する経費
 - (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、自立型可動式ハウスの提供に要した関係経費
- 2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、自立型可動式ハウスを提供したときは、自立型可動式ハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2025年（令和7年）3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年（令和6年）2月29日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県福山市久松台二丁目5番8号
株式会社遊の会
代表取締役 青山 寿彦

様式第1号（第3条関係）

年（　　年）月　日

株式会社遊の会

代表取締役　青山　寿彦　様

福山市長

自立型可動式ハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1 災害発生日時

年　月　日（　　）　　時　　分

2 災害の状況及び要請理由

3 必要とする自立型可動式ハウス及び数量

4 設置場所等

5 備考

[連絡担当　氏名・電話・FAX]

様式第2号（第6条関係）

年（　　年）月　日

福山市長様

株式会社遊の会
代表取締役 青山 寿彦

自立型可動式ハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1 災害の名称

2 提供した自立型可動式ハウス及び数量

3 設置場所及び提供期間

4 活動人員

5 備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]